

令和5年12月26日  
教育指導課

令和5年度東京都教育委員会職員表彰被表彰者の決定について

1 受賞者

No	受賞者名	学校名 及び職名	表彰種別	功績概要
1	井上 光子	駒繫小学校 主任教諭	3(1)ウ	<p>・同校では、児童の学びの必要に応じて、様々な場面で効果的にタブレットが活用され、児童主体のクリエイティブな学びを実現させている。ここに至るに当たって、ICT推進リーダーとして、見通しをもった様々な手立を講じてその推進に大きく寄与した。また、世田谷区ICTインフルエンサーとして、学校間の格差を縮めるべく積極的な提案や実践を行っている。区内教職員対象のICT活用能力向上のための様々な教員研修の講師も務めている。</p>
2	鈴木 裕介	用賀小学校 主幹教諭	3(1)イ	<p>・NHK for school 活用研究会に所属し活動をする。また、全国放送教育研究会連盟に所属し、子どもが生き生きと学ぶ放送学習プロジェクト委員として活動する。さらに、世田谷区における情報教育の推進に大きく貢献する。世田谷区 ICT インフルエンサーに任命される。区立小中学校の ICT の教育活動を拡充していくとともに、大館市へ派遣され、探究的な学習を学び、世田谷区夏季研修担当として教員への指導を行い、区の実践の先駆けとなって発信し続けている。</p>

3	加瀬 昌子	玉川中学校 主幹教諭	3(1)ウ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教務主幹として「キャリア・未来デザイン教育」に取り組み、保育園・幼稚園から高校や大学までの「縦のつながり」と、地域・家庭や大学・企業などとの連携を生かした「横のつながり」を基盤とした活動を展開した。また、区ICT活用教育実践校として、生徒の個別の学習指導に活用できる動画作成・公開する策を校内に広めたり、感染不安のない保護者会を企画したりなど、他校の模範となる教育実践を行うことで貢献した。</li> </ul>
4	山口 七絵	瀬田中学校 主幹教諭	3(1)イ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・キャリア・パスポートを見直し、新しい活用方法を提案することで、同校のキャリア教育の推進に努めた。</li> <li>・特別な教科「道徳」の校内研修を企画・運営することで、円滑に道徳授業を実施し、評価についても適正に行った。</li> <li>・教科の研修会に参加し、自己の授業改善を図り、合唱コンクールでは生徒の技能が高めた。吹奏楽部の指導でも、指揮者として生徒の演奏に参加することで演奏の完成度を高めている。部活動の演奏を通して地域に貢献している。</li> </ul>
5	井尻 郁夫	芦花中学校 校長	3(1)エ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福生市教育委員会教育指導課長2年間、指導部にて8年間務め、都内公立小・中学校における教育の質の向上について、中心となって推進した。</li> <li>・中学校2校において計7年間校長を務め、中学校教育の質の向上について、中心となって推進した。</li> <li>・世田谷区立芦花中学校では、3年間東京都の授業改善拠点校として、研究・開発を行い成果を発表した。</li> </ul>

6	前田 浩	世田谷中学校 統括校長	3 ( 1 ) エ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中学校長として、キャリア教育の視点を基に学校経営に尽力した。勤務した中学校2校では、キャリア・パスポートを活用して生徒の自立を促進する取組を重視するとともに、対話的な学びの充実のためにコミュニケーションタイムを教育課程に位置付けた。</li> <li>・令和4年10月には、全国キャリア・進路指導担当者研究協議会において、実践発表を行った。</li> <li>・不登校児童・生徒が増加する傾向にある中で、令和4年度に開室した不登校特例校分教室の経営では、学び直せる学校環境づくりを基に学校経営を行い、入室生徒数の増加に至った。</li> </ul>
---	------	----------------	-----------	--

## 2 表彰式

令和6年1月31日(水) 午前10時00分～午前11時10分まで  
東京都庁 第一本庁舎5階 『大会議場』

## 令和5年度東京都教育委員会職員表彰実施要綱

### 1 表彰の目的

本都の教育の発展、学術、文化の振興に貢献し、その功績が顕著で、かつ、勤務成績の優秀な職員及び優れた教育実践活動・研究活動を行っている学校・グループの功労をたたえ、これを表彰する。

### 2 表彰の対象

東京都教育委員会が任命した職員で東京都教育委員会職員表彰規程（昭和27年東京都教育委員会訓令甲第9号。以下「表彰規程」という。）第1条第1項又は第2項に該当する本都在職10年以上の者（特に善行又は功績が認められた者を除く。）及び表彰規程第1条第3項に該当する本都在職6年未満の者並びに表彰規程第2条に該当する学校・グループ（別紙「学校・グループの推薦に関する取扱い」（以下「別紙」という。）参照）。ただし、既に本表彰を受けた者及び文部科学大臣教育者表彰を受けた者で、受賞後3年を経過していないものは除く。

### 3 表彰種別（在職年数及び年齢は、令和6年3月31日現在とする。）

(1) 在職年数及び年齢による表彰区分は以下のとおりとする。

ア 本都在職6年未満の者

イ 本都在職10年以上で管理職を除く45歳未満の者

ウ 本都在職10年以上で管理職を除く45歳以上の者

エ 本都在職10年以上で管理職の職にある者

(イ) 表彰規程第1条第1項第3号に該当する57歳以上の者

(イ) 同条第1項第3号以外に該当する57歳未満の者

オ 学校・グループ

(2) 本都在職10年以上で表彰規程第1条第2項に該当する者の表彰種別は、特別賞とする。

(3) 本都在職6年未満で表彰規程第1条第3項に該当する者の表彰種別は、立志賞とする。

### 4 候補者の推薦及び被推薦者数

(1) 各区市町村教育委員会は、各区市町村立学校（学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条に規定する施設を含む。）に勤務する職員の中から、以下のとおり推薦できる。

ア 前項3(1)ア 1名

- イ 前項3(1)イ、ウ及びエ（エは、(ア)及び(イ)の合計) 各2名程度
- ウ 前項3(1)オ 1校又は1グループ
- (2) 都立学校長は、職員（校長を除く。）の中から以下のとおり推薦できる。
  - ア 前項3(1)イ、ウ及びエ 各1名
  - イ 前項3(1)オ 1校又は1グループ
- (3) 庁内各部長、多摩教育事務所長及び学校経営支援センター所長は、東京都教育委員会が任命した職員で、教育庁、教育事務所、教育庁出張所及び教育機関（学校を含む。）に勤務する職員及び学校・グループの中から推薦できる。ただし、前項3(1)アについては、学校経営支援センター所長が各学校経営支援担当部長の意見を考慮し、東部・中部・西部からそれぞれ6名程度推薦できるものとする。

## 5 被表彰者の決定

被表彰者は、推薦された候補者の中から職員表彰審査会の審査を経て東京都教育委員会が決定する。

## 6 留意事項

- (1) 候補者の推薦に当たっては、年齢、性別、役職、分野等にとらわれず、広い範囲から検討するものとし、更に広く教職員のモラルアップを図る観点から、日々職務に精励し、優れた業績を上げている若手、中堅の教職員、また、優れた教育実践活動・研究活動を続けている学校及び教職員のグループに対して十分配慮すること。
- (2) 単に教育関係団体等の役職の地位にあることのみを理由とした推薦は行わないこと。また、法令等に違反し、社会的不道徳のある場合等、都民感情にそぐわない者を推薦することのないよう注意すること。特に犯歴（道路交通法違反を含む。）のある者については対象としない。
- (3) 本都在職6年未満の者の推薦に当たっては、教職員としては発展途上であるものの、子供たちに夢や希望、生きる力を与えるために日々真剣に取り組み、その将来性が期待できる者を対象とすること。
- (4) 表彰規程第1条第2項に基づく特別賞は、東京都教育委員会職員表彰の想定を大きく超える革新的・効果的な教育実践を行い、教職員の職務の範ちゅうを越え、前例のない著しい成果を上げた者がいた場合のみ授与を行う。
- (5) 表彰規程第1条第1項第2号による推薦に当たっては、職務の簡素合理化に伴うコスト削減効果や職場のライフ・ワーク・バランスの実現等に対する貢献度、実績等が数字などで具体的に評価しやすいものを対象とすることが望ましい。
- (6) 善行による推薦に当たっては、職務の内外を問わず、自己の危難を顧みずに人命を救助する行為、犯人逮捕に協力する行為、消火に協力する行為等の行為又はこれと同等とみられる行為を対象とし、以下の点に留意すること。

- ア 人命救助、犯人逮捕などの場合は、原則として警察、消防等の感謝状を受賞していること。
  - イ その他の善行の場合は、新聞記事等、事実が確認できる資料があること。
- (7) 学校・グループを推薦する場合は、別紙によるものとする。